

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異公表資料

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金 : 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く

正社員 : 無期社員

パート・有期社員 : パートタイマー、嘱託を含む。派遣社員は該当なし

※パートタイマーは3時間勤務。人数換算はなし。

### □男女賃金の差異

全労働者 47.9%

正社員 78.1%

パート・有期社員 57.2%